

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

○北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日

条例第 5 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 指定居宅サービス事業者等の指定の要件（第 3 条）

第 3 章 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所 定員（第 4 条）

第 4 章 介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第 1 節 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 5 条―第 1 1 条）

第 2 節 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準（第 1 2 条―第 1 6 条）

第 3 節 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（第 1 6 条の 2―第 1 6 条の 5）

第 4 節 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第 1 7 条―第 2 1 条）

第 5 節 介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準（第 2 2 条―第 2 6 条）

第 6 節 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準（第 2 6 条 の 2―第 2 6 条の 6）

第 7 節 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準（第 2 7 条―第 3 0 条）

第 8 節 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準（第 3 1 条―第 3 4 条）

第 9 節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第
35条—第38条）

第5章 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基
準（第39条）

第6章 雑則（第40条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）に基づき、指定居宅サービス事業者等の指定の要件、指定地域密着型
介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員、指定居宅サービス
及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の事業
の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援（以
下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準、
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施
設の施設、人員、設備及び運営に関する基準、介護医療院の施設、人員、設
備及び運営に関する基準、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サー
ビス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の事業の人員、設備及び
運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援及び基準該当介護予防支
援（以下「指定介護予防支援等」という。）の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
並びに地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定めるものとする。

（平26条例9・平30条例37・一部改正）

（用語）

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 指定居宅サービス事業者等の指定の要件

(指定居宅サービス事業者等の指定の要件)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法第70条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、同条第5項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

3 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法第79条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

4 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、同条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

5 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、同条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

6 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、同条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平26条例9・一部改正)

第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員

(入所定員)

第4条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

第4章 介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第5条 法第42条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスの事業の基準並びに法第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の基準は、この節に定めるところによる。

(平30条例37・一部改正)

(一般原則)

第6条 指定居宅サービス等の事業を行う者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平30条例37・令3条例20・一部改正)

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 前条及び第11条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の基準は、法第42条第2項、第72条の2第2項及び第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平30条例37・一部改正)

(非常災害対策)

第8条 前条の規定にかかわらず、別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

（地域との連携等）

第 9 条 第 7 条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等事業者はその事業の運営に当たっては、当該指定居宅サービス等事業者の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該指定居宅サービス等の事業の内容を周知するよう努めなければならない。

2 別表第 1 の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

（サービスの提供に関する記録の整備）

第 10 条 第 7 条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等事業者は、別表第 2 の 1 指定居宅サービス等の事業の表の左欄に掲げるサービスの種類に応じ、同表の右欄に掲げる記録については、それぞれのサービスの提供に対する保険給付の支払の日から 5 年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第 11 条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（１） 当該指定居宅サービス等事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員等）又は管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（２） 暴力団員等をその事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。）の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用してい

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

ること。

(3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 管理者又は役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

(6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

（令3条例20・令6条例41・一部改正）

第2節 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（この節の趣旨）

第12条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の基準は、この節に定めるところによる。

（平30条例37・一部改正）

（一般原則）

第13条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3条例20・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第14条 前条及び第16条(第11条の規定を準用する場合に限る。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の基準は、法第78条の2の2第2項及び第78条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平30条例37・一部改正)

(地域との連携等)

第15条 第14条の規定にかかわらず、別表第3の指定地域密着型サービスの事業の項に掲げる事業者は、その運営に当たっては、当該事業を行う事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この条において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該事業所内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。

(準用)

第16条 第8条から第11条までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、並びに第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第14条」と、第8条及び第9条中「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業」と、第9条第1項中「指定居宅サービス等事業者は」とあるの

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

は「指定地域密着型サービス事業者（別表第 3 の指定地域密着型サービスの事業の項に掲げる事業者を除く。以下この項において同じ。）は」と、同項中「指定居宅サービス等事業者の」とあるのは「指定地域密着型サービス事業者の」と、第 10 条並びに第 11 条各号列記以外の部分及び第 1 号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定地域密着型サービス事業者」と、第 10 条中「別表第 2 の 1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第 2 の 2 指定地域密着型サービスの事業」と読み替えるものとする。

第 3 節 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平 26 条例 9 ・ 追加）

（この節の趣旨）

第 16 条の 2 法第 47 条第 1 項第 1 号の規定により条例で定める基準該当居宅介護支援の基準並びに法第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定居宅介護支援の事業の基準は、この節に定めるところによる。

（平 26 条例 9 ・ 追加）

（基本方針）

第 16 条の 3 指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援等の事業を行う者（以下「指定居宅介護支援等事業者」という。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、及び利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等の事業者に不当に偏することのないよう公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

2 第1項に規定する老人介護支援センター（第36条第4項において「老人介護支援センター」という。）、他の指定居宅介護支援等事業者、指定介護予防支援等の事業を行う者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（第36条第4項において「指定特定相談支援事業者」という。）等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（平26条例9・追加、令3条例20・一部改正）

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第16条の4 前条及び次条（第9条第1項及び第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の基準は、法第47条第2項及び第81条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

（平26条例9・追加）

（準用）

第16条の5 第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、指定居宅介護支援等の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第7条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定居宅介護支援等事業者」と、「指定居宅サービス等事業者の」とあるのは「指定居宅介護支援等事業者の」と、「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業」と、第10条中「第7条」とあるのは「第16条の4」と、同条並びに第11条各号列記以外の部分及び第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定居宅介護支援等事業者」と、第10条

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

中「別表第２の１ 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第２の３ 指定居宅介護支援等の事業」と読み替えるものとする。

(平２６条例９・追加)

第４節 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平２６条例９・旧第３節繰下)

(この節の趣旨)

第１７条 法第８８条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の基準は、この節に定めるところによる。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第１８条 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。付則第５項において同じ。）により一体的に構成される場所（次条第１項及び付則第５項において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。次条及び付則第５項において同じ。）を除く。以下この条及び付則第３項において同じ。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２ 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。

３ 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４ 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平28条例31・平30条例37・令3条例20・一部改正)

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第19条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3条例20・一部改正)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第20条 前2条及び次条(第11条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の基準は、法第88条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第21条 第8条、第9条第2項、第10条、第11条及び第15条の規定は、

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 8 条中「前条」とあり、第 10 条中「第 7 条」とあり、及び第 15 条中「第 14 条」とあるのは「第 20 条」と、第 8 条及び第 9 条第 2 項中「別表第 1 の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、第 10 条及び第 11 条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあり、第 15 条中「別表第 3 の指定地域密着型サービスの事業の項に掲げる事業者」及び「事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、第 10 条中「別表第 2 の 1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第 2 の 4 指定介護老人福祉施設」と、第 11 条第 1 号中「指定居宅サービス等事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）又は管理者」とあるのは「指定介護老人福祉施設を設置する法人の役員等」と、同条第 2 号中「事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。）の業務」とあるのは「業務」と、同条第 3 号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と、同条第 5 号及び第 7 号中「管理者又は役員等」とあるのは「役員等」と、第 15 条中「事業所内」とあるのは「指定介護老人福祉施設内」と読み替えるものとする。

（平 26 条例 9 ・ 一部改正）

第 5 節 介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準

（平 26 条例 9 ・ 旧第 4 節繰下）

（この節の趣旨）

第 22 条 法第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の基準は、この節に定めるところによる。

（介護老人保健施設の基本方針）

第 23 条 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（次条第 1 項、第 26 条の 3 第 1 項及び第 26 条の 4 第 1 項において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）は、施設サービス計画に基づいて、看

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平30条例37・令3条例20・一部改正)

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第24条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3条例20・一部改正)

(介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

第25条 前2条及び次条（第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、介護老人保健施設の基準は、法第97条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第26条 第8条から第11条までの規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、並びに第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第25条」と、第8条及び第9条第2項中「別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、同条第1項中「指定居宅サービス等事業者の事業所」とあり、並びに第10条及び第11条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護老人保健施設」と、第9条第1項中「指定居宅サービス等事業者はその事業の」とあるのは「介護老人保健施設はその」と、「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「介護老人保健施設の運営」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の5 介護老人保健施設」と、第11条第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護老人保健施設を設置する者」と、同条第2号中「事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。）の業務」とあるのは「業務」と、同条第3号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と読み替えるものとする。

(平26条例9・一部改正)

第6節 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平 3 0 条例 3 7 ・ 追加)

(この節の趣旨)

第 2 6 条の 2 法第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの規定により条例で定める介護医療院の基準は、この節に定めるところによる。

(平 3 0 条例 3 7 ・ 追加)

(介護医療院の基本方針)

第 2 6 条の 3 介護医療院（ユニット型介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平 3 0 条例 3 7 ・ 追加、令 3 条例 2 0 ・ 一部改正)

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第 2 6 条の 4 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平30条例37・追加、令3条例20・一部改正)

(介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

第26条の5 前2条及び次条(第11条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、介護医療院の基準は、法第111条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平30条例37・追加)

(準用)

第26条の6 第8条から第11条までの規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、並びに第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第26条の5」と、第8条及び第9条第2項中「別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、同条第1項中「指定居宅サービス等事業者の事業所」とあり、並びに第10条及び第11条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護医療院」と、第9条第1項中「指定居宅サービス等事業者はその

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

事業の」とあるのは「介護医療院はその」と、「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「介護医療院の運営」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の6 介護医療院」と、第11条第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護医療院を設置する者」と、同条第2号中「事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。）の業務」とあるのは「業務」と、同条第3号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と読み替えるものとする。

（平30条例37・追加）

第7節 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平26条例9・旧第5節繰下、平30条例37・旧第6節繰下）

（この節の趣旨）

第27条 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の基準並びに法第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の基準は、この節に定めるところによる。

（平30条例37・一部改正）

（一般原則）

第28条 指定介護予防サービス等の事業を行う者（以下「指定介護予防サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 4 指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3条例20・一部改正)

(指定介護予防サービス等の事業の基準)

第29条 前条及び次条（第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の基準は、法第54条第2項、第115条の2の2第2項及び第115条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平30条例37・一部改正)

(準用)

第30条 第8条から第11条までの規定は、指定介護予防サービス等の事業について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、並びに第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第29条」と、第8条及び第9条中「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業」と、第9条第1項、第10条並びに第11条各号列記以外の部分及び第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等事業者」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の7 指定介護予防サービス等の事業」と読み替えるものとする。

(平26条例9・平30条例37・一部改正)

第8節 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平26条例9・旧第6節繰下、平30条例37・旧第7節繰下)

(この節の趣旨)

第31条 法第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準は、この節に定めるところによる。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平 3 0 条例 3 7 ・ 一部改正)

(一般原則)

第 3 2 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令 3 条例 2 0 ・ 一部改正)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第 3 3 条 前条及び次条（第 1 1 条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準は、法第 1 1 5 条の 1 2 の 2 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 4 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平 3 0 条例 3 7 ・ 一部改正)

(準用)

第 3 4 条 第 8 条から第 1 1 条まで及び第 1 5 条の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、第 8 条中「前条」とあり、第 9 条第 1 項及び第 1 0 条中「第 7 条」とあり、並びに第 1 5 条中「第 1 4 条」とあるのは「第 3 3 条」と、第 8 条及び第 9 条中「指定居

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

宅サービス等の事業」とあり、並びに第 15 条中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの事業」と、第 9 条第 1 項中「指定居宅サービス等事業者は」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者（別表第 3 の指定地域密着型介護予防サービスの事業の項に掲げる事業者を除く。以下この項において同じ。）は」と、「指定居宅サービス等事業者の」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者の」と、第 10 条並びに第 11 条各号列記以外の部分及び第 1 号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者」と、第 10 条中「別表第 2 の 1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第 2 の 8 指定地域密着型介護予防サービスの事業」と読み替えるものとする。

（平 26 条例 9 ・ 平 30 条例 37 ・ 一部改正）

第 9 節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平 26 条例 9 ・ 追加、平 30 条例 37 ・ 旧第 8 節繰下）

（この節の趣旨）

第 35 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の規定により条例で定める基準該当介護予防支援の基準並びに法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護予防支援の事業の基準は、この節に定めるところによる。

（平 26 条例 9 ・ 追加）

（基本方針）

第 36 条 指定介護予防支援等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえて多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、及び利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス等の事業者に不当に偏することのないよう公正かつ中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援等事業者、他の指定介護予防支援等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平26条例9・追加、令3条例20・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の基準)

第37条 前条及び次条（第9条第1項及び第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の基準は、法第59条第2項及び第115条の24第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平26条例9・追加、令3条例20・一部改正)

(準用)

第38条 第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、指定介護予防支援等の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第37条」と、第9条第1項、第10条並びに第11条各号列記以外の部分及び第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定介護予防支援等事業者」と、第9条第1項中「指定居宅サービ

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

ス等の事業」とあるのは「指定介護予防支援等の事業」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の9 指定介護予防支援等の事業」と読み替えるものとする。

(平26条例9・追加、平30条例37・一部改正)

第5章 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準

(平26条例9・追加)

(地域包括支援センターの職員に係る基準等)

第39条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、同条第6項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平26条例9・追加、令3条例20・一部改正)

第6章 雑則

(平26条例9・旧第5章繰下)

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平26条例9・旧第35条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に整備したサービスの提供に関する記録については、第10条（第16条、第21条、第26条、第30条、第34条及び付則第8項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、法第42条第2項及び第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(平28条例31・一部改正)

3 この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設については、第14条及び第20条の規定にかかわらず、居室の定員は、4人以下とする。ただし、この条例の施行の日以後に増築を

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

する場合における当該増築に係る部分にあっては、この限りでない。

（他市町村に所在する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例）

- 4 市外に事業所が所在する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る法第42条の2第1項若しくは第54条の2第1項の指定又は法第78条の12若しくは第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定の更新については、第3条第2項及び第4項、第4条第1項、第12条から第16条まで並びに第31条から第34条までの規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の条例で定める基準によることとする。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準の特例）

- 5 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第7項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（同条第1項に規定する区域計画をいう。）に定められたユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業を実施するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）又はユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、第14条の規定によりその基準によることとされる同令第160条第1項第1号ロ（1）又は第20条の規定によりその基準によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第40条第1項第1号ロ（1）の規定にかかわらず、隣接する2のユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。この場合において、当該共同生活室は、隣接する2のユニットの入居者が交流し、及び共同生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。

（平28条例31・追加）

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の特例）

- 6 この条例の施行の日から平成36年3月31日までの間は、健康保険法等

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（次項において「旧法」という。）第１１０条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の基準は、次項及び付則第８項に定めるとおりとする。

（平２８条例３１・旧第５項繰下・一部改正、平３０条例１１・一部改正）

- ７ 次項（第１１条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の基準は、旧法第１１０条第３項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

（平２８条例３１・旧第６項繰下）

- ８ 第８条から第１１条までの規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第８条中「前条」とあり、並びに第９条第１項及び第１０条中「第７条」とあるのは「付則第７項」と、第８条及び第９条第２項中「別表第１の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、同条第１項中「指定居宅サービス等事業者の事業所」とあり、並びに第１０条及び第１１条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、第９条第１項中「指定居宅サービス等事業者はその事業の」とあるのは「指定介護療養型医療施設はその」と、「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「指定介護療養型医療施設の運営」と、第１０条中「別表第２の１ 指定居宅サービス等の事業の表の左欄に掲げるサービスの種類に応じ、同表の右欄に掲げる記録については、それぞれの」とあるのは「施設サービス計画及び提供した具体的なサービスの内容等の記録を」と、第１１条第１号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「指定介護療養型医療施設を設置する者」と、同条第２号中「事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。）の業務」とあるのは「業務」と、同条第３号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と読み替えるものとする。

（平２８条例３１・旧第７項繰下・一部改正）

（北九州市介護保険条例の一部改正）

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 9 北九州市介護保険条例（平成 12 年北九州市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（平 28 条例 31・旧第 8 項繰下）

付 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に整備したサービスの提供に関する記録については、改正後の第 16 条の 5（第 10 条の規定を準用する部分に限る。）及び第 38 条（第 10 条の規定を準用する部分に限る。）の規定にかかわらず、改正後の別表第 2 の 3 指定居宅介護支援等の事業の表の右欄に掲げる記録にあっては介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 2 項及び第 81 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準に、改正後の別表第 2 の 8 指定介護予防支援等の事業の表の右欄に掲げる記録にあっては法第 59 条第 2 項及び第 115 条の 24 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

付 則（平成 27 年 3 月 17 日条例第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 14 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第 4 の老人福祉施設のふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの項の改正規定中「又は第 53 条第 2 項第 1 号」及び「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 100 条第 3 項各号」を削る部分並びに同表の老人福祉施設の特別養護老人ホームの介護保険法第

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を受けた場合の項の改正規定に限る。)及び第3条の規定(北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例別表第1の指定介護予防サービス等の事業の項の改正規定及び同条例別表第2の6 指定介護予防サービス等の事業の表の改正規定に限る。)は平成30年4月1日から、第3条の規定(同条例別表第1の指定介護予防サービス等の事業の項の改正規定及び同条例別表第2の6 指定介護予防サービス等の事業の表の改正規定を除く。)は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月22日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年6月22日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に整備したサービスの提供に関する記録については、改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める基準によることとする。

(1) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例別表第2の1の表の右欄(指定訪問介護、指定通所介護又は指定短期入所生活介護の事業のうち介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業に係るものに限る。)に掲げる記録 法第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準

(2) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例別表第2の2の表の右欄(指定地域密着型通所介護の事業のうち

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

法第 78 条の 2 の 2 に規定する共生型地域密着型サービス事業に係るものに限る。) に掲げる記録 法第 78 条の 4 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準

(3) 改正後の条例別表第 2 の 6 の表の右欄に掲げる記録 法第 111 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める基準

(4) 改正後の条例別表第 2 の 7 の表の右欄 (指定介護予防短期入所生活介護の事業のうち法第 115 条の 2 の 2 に規定する共生型介護予防サービス事業に係るものに限る。) に掲げる記録 法第 115 条の 4 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準

付 則 (令和 3 年 6 月 25 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項の規定、第 2 条の規定による改正後の北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項、第 9 条第 5 項及び第 10 条第 3 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 6 条第 3 項、第 13 条第 3 項、第 16 条の 3 第 5 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 3 項、第 23 条第 4 項、第 24 条第 3 項、第 26 条の 3 第 4 項、第 26 条の 4 第 3 項、第 28 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 36 条第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

付 則 (令和 6 年 12 月 20 日条例第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別表第１（第８条、第９条、第１６条、第３０条、第３４条関係）

（平２７条例６・平２８条例１４・一部改正）

事業の種類	事業者
指定居宅サービス等の事業	指定通所介護事業者 指定療養通所介護事業者 指定通所リハビリテーション事業者 指定短期入所生活介護事業者 指定短期入所療養介護事業者 指定特定施設入居者生活介護事業者
指定地域密着型サービスの	指定地域密着型通所介護事業者

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

事業	指定認知症対応型通所介護事業者 指定小規模多機能型居宅介護事業者 指定認知症対応型共同生活介護事業者 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
指定介護予防サービス等の事業	指定介護予防通所リハビリテーション事業者 指定介護予防短期入所生活介護事業者 指定介護予防短期入所療養介護事業者 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
指定地域密着型介護予防サービスの事業	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

別表第2（第10条、第16条、第16条の5、第21条、第26条、第26条の6、第30条、第34条、第38条関係）

（平26条例9・平27条例6・平28条例14・平30条例37・一部改正）

1 指定居宅サービス等の事業

サービスの種類	記録
指定訪問介護	訪問介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定訪問入浴介護	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定訪問看護	主治の医師による指示の文書 訪問看護計画 訪問看護報告書 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション計画

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

ン	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定通所介護	通所介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定療養通所介護	療養通所介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定通所リハビリテーション	通所リハビリテーション計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定短期入所生活介護	短期入所生活介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定短期入所療養介護	短期入所療養介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定特定施設入居者生活介護	特定施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定福祉用具貸与	福祉用具貸与計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定特定福祉用具販売	特定福祉用具販売計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 指定地域密着型サービスの事業

サービスの種類	記録
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 主治の医師による指示の文書 訪問看護報告書 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

指定認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画 小規模多機能型居宅介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定看護小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画 看護小規模多機能型居宅介護計画 主治の医師による指示の文書 看護小規模多機能型居宅介護報告書 提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種類	記録
指定居宅介護支援等	指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 (1) 居宅サービス計画 (2) アセスメントの結果の記録 (3) サービス担当者会議等の記録 (4) モニタリングの結果の記録

4 指定介護老人福祉施設

サービスの種類	記録
---------	----

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

指定介護老人福祉施設	施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
------------	---------------------------------

5 介護老人保健施設

サービスの種類	記録
介護老人保健施設	施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

6 介護医療院

サービスの種類	記録
介護医療院	施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

7 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種類	記録
指定介護予防訪問入浴介護	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防訪問看護	主治の医師による指示の文書 介護予防訪問看護計画 介護予防訪問看護報告書 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防特定施設入居	介護予防特定施設サービス計画

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

者生活介護	提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定特定介護予防福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

8 指定地域密着型介護予防サービスの事業

サービスの種類	記録
指定介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防小規模多機能型居宅介護	指定介護予防サービス等の利用に係る計画 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

9 指定介護予防支援等の事業

サービスの種類	記録
指定介護予防支援等	指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 (1) 介護予防サービス計画 (2) アセスメントの結果の記録 (3) サービス担当者会議等の記録 (4) モニタリングの結果の記録

別表第3（第15条、第16条、第34条関係）

（平27条例6・平28条例14・一部改正）

事業の種類	事業者
指定地域密着型サービスの	指定地域密着型通所介護事業者

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

事業	指定小規模多機能型居宅介護事業者 指定認知症対応型共同生活介護事業者 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
指定地域密着型介護予防サービスの事業	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者